

制度の概要～バリアフリー基本構想とは～

1
二
三
四

国土交通省

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連續性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- ・重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- ・生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- ・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

- [JR2.6.19「教育啓発特定事業」追加]
- ・事業内容
 - ・事業者
 - ・事業実施時期
 - ・整備内容

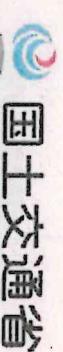
● 移動等円滑化のために必要な事項

- ・重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ・市街地開発事業との調整
- ・駐輪施設の整備等の市街地改善
- ・交通手段の充実
- ・ソフト施策



(参考)基本構想に位置づけられる特定事業



公共交通特定事業

ノンステップバスの導入
視覚障害者誘導用



道路特定事業

視覚障害者誘導用
車椅子使用者用駐車区画
ブロックの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消
音響式信号機



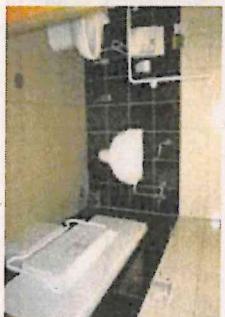
交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



教育啓発特定事業

障害者対応型トイレの
整備



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

【教育啓発特定事業のイメージ】

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育 (バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等



小学生による公共交通の
利用疑似体験

タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修